

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）に対する意見募集の結果について

令和4年2月24日
原子力規制委員会

1. 概要

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）について、意見募集を実施しました。

期 間： 令和3年10月28日から同年11月26日まで（30日間）

対 象：

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送及びFAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：2件※

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり3件。

(別紙)

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）に対する御意見及び御意見に対する考え方（案）

No	該当箇所	御意見（原文）	考え方 ¹
1-1	別表第1 2頁、3行目、10行目	別表第1の2ページの改正後欄の3行目「場合、」および同10行目「場合にあっては、」は、「場合は、」のほうがよいと思います。1ページの改正後欄の14行目の例と同様に。	別表第1の2頁の改正後欄の下から4行目「場合、」については、同表1頁の表記と合わせる観点から、御意見を踏まえ以下のとおり変更します。他方、同表3頁の4行目「場合にあっては、」については、括弧の内外の対比を表現するもので、法令上このように表記するのが一般的であるため、原案のとおりとします。 2頁下から4行目 【変更前】 ・免震構造を採用する場合、 【変更後】 ・免震構造を採用する場合は、
1-2	別表第1 2頁、11行目	別表第1の2ページの改正後欄の11行目「方向」は「1方向」のほうがよいと思います。審査ガイド案の記載と同様に。	免震装置に生じる応力等が最も厳しくなる方向は、曲げ変形又はせん断変形で異なることもあることから、原案のとおりとします。本改正案と建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド（以下「本審査ガイド案」という。）と記載が異なりますので、御意見を踏まえ、本審査ガイド案（10頁11、18行目、17頁下から3行目、20頁13行目）を変更します。

¹ 「考え方」の頁及び行は、案の3、案の4別添のもの

その他の御意見

No.	御意見（原文）
2-1	免震性が高まるのであれば、賛成です。